

## 平成 29 年度第 4 回岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会議事録

### 1 日時

平成 30 年 2 月 9 日（金） 13:00～14:30

### 2 場所

岩手県水産会館 5 階 中会議室

### 3 出席委員（敬称略）

委員長 岡 田 秀 二  
委員 角 田 信 子  
委員 北 舘 充 史  
委員 工 藤 昌 代  
委員 郷右近 勤  
委員 千 葉 星 子  
委員 福 士 信 幸  
委員 吉 野 英 岐

### 4 議事

#### 【1 開会】

- ・ 事務局が開会を宣言。

#### 【2 挨拶】

〔岩手県農林水産部農政担当技監〕 本日はお忙しい中、また、お足元が悪い中、会議に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、委員の皆様には常日頃から、本県の農業・農村の振興に御支援を賜り、重ねて感謝申し上げます。

中山間地域等直接支払制度については、平成 27 年度から第 4 期対策に入ったが、本県では、この 3 か年で協定数が 16 協定増加し 1,148 協定、取組面積が 818ha 増加し 23,929ha となる見込みである。

本制度に取り組んでいる集落の中には、面積や協定数は増えているものの、実際には高齢化や担い手不足などにより、活動の継続に課題を抱えているところもある。一方で、国の補助事業に取り組み、その裏負担に本交付金を充てるなど、農業生産や地域づくりなどの共同活動に効果的に活用している事例もあるので、そういった取組を広く波及させていきたいと考えている。

本日は、本県における第 4 期対策の中間年評価について、御意見を頂戴したい。中間年評価は、これまでの協定活動の取組状況を点検し、本制度の効果を確認するとと

もに、協定活動の改善点や制度の課題等を明確化することにより、残りの対策期間におけるさらなる制度推進と次期対策の検討を目的として、実施するものである。また、本県の中間年評価は、昨年の8月中旬から1月末までの間、1,148協定すべてと本制度に取り組む全市町村にアンケート調査などを行い、それらを取りまとめたものである。委員の皆様の忌憚ない御意見・御助言を賜ることをお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

- ・ 事務局から、委員9名のうち、過半数を超える8名の出席があることから、委員会が成立することを報告。

(これ以降、設置要綱第4の2の規定により、岡田委員長が議長となり進行。)

### 【3 協議】

中山間地域等直接支払制度第4期対策中間年評価について

- ・ 事務局が、資料No. 1に基づき、中間年評価の概要を説明。その後、資料No. 2及びNo. 3に基づき、評価結果を説明。

《意見等の内容》

[工藤委員] 資料No. 2の10頁「表18 集落協定における担い手の状況」において、「担い手あり」と回答する集落の割合が78%とかなり高く、驚いた。担い手を育てるのが大変というのが一般的であると思っていたが、これは、その通りと見て良いか。

[事務局] 我々も、アンケート調査で「担い手あり」と答えた集落が多く、驚いている。集落に十分な数の担い手がいるかは判らないが、担い手と位置づけられている方々がいるため回答したものと、将来担い手を確保したいという思いで答えたものがあるのかも知れない。例えば草刈りなどの活動を地域全体で行うことで、担い手の負担が軽減され、農業生産活動に十分に組み込むことができているという集落もあり得る。ただし、アンケート調査であるため、真実をとらえられていない部分もあるかも知れない。設問が「現状で担い手と認識できるような経営体等があるか」というものであるため「担い手あり」と答えたのであろうが、実際にはリーダーが高齢化しているため、後継を探さなければいけない状況であろう。県南の農事組合法人 おくたま農産の代表は常に「法人を作った段階から法人の担い手を育成しなければならない」と言う。高齢化等の問題は、集落の内部で抱えているかも知れない。

[工藤委員] この数字だけを見て安心せず、現実を認識していかないと、あとから大変な状況になり得るので、注意が必要と思う。

〔事務局〕 その通り。

〔岡田委員長〕 認定農業者がいることが理由で「担い手あり」と回答する集落もある。いわば耕作放棄地を受け止めてくれる人がいるか否かという程度のことであり、協定集落全体の維持という側面を、あまり意識していないのではないか。

〔事務局〕 若さに関係なく、担い手と位置づけられるような方がいると「担い手あり」と回答しており、複数いればいるほど、数字は大きくなっていく。

〔福士委員〕 この担い手の数字だけを見れば今後の展望が明るく見えるが、後継者不足や高齢化等の問題がある中で、この数字は信じられない。しかし、本制度そのものについてはいずれの集落も評価しており、かなり大きな部分で支えとなっており、農業における協調の考え方が戻って来ているように感じる。結果として、いずれの集落も交付金の返還には至らず、本制度に期待しているので、今後も取組を続けて欲しい。また、本制度の改善を求める集落もごく一部であり、本制度そのものは100%とは言えないが、かなり評価されていると感じる。本制度は本県にとって、とても良い制度と言えるのではないか。

〔事務局〕 地域政策のための良い制度と思う。昔、田植えは集落全員が順番でそれぞれの家を周り行っていたが、機械化により、集落の「結の精神」が一時無くなった。しかし、本制度は、集落のまとまりや意欲を強くする一助となっていると思う。国、県、市町村の交付金を合わせて約36億円が、毎年中山間地域等に入っている。ただし、限界感もあり、頑張っているがいつまで農業生産活動を行うことができるか判らない、あるいは集落内部ではどうにもならないので外から人を呼ぶことを考え始めている集落もある。よって、集落が前に進むためにも、本交付金を活用し、ほかの補助事業に皆で取り組むことが必要と考える。そうなれば、集落で何回も集まる機会を持つので、それもまた絆になる。本制度への取組を先送りにしているだけかも知れないが、大事にすべきと思う。

担い手の主体は認定農業者や集落営農であるが、新規就農者が6%おり、若い方々もいると思うので、本制度が中山間地域等において、若い方々の呼び水ともなっているのではないか。

〔工藤委員〕 資料No. 2の10頁「表21 次期対策以降に協定農用地を維持できなくなる理由」を見ると、維持できない理由の上位に「高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在」とあるが、これについてはどう解釈するか。

〔事務局〕現時点では担い手がいるが、次期対策を考えると、本制度への取組を継続するのが非常に厳しいという認識ではないか。

〔角田委員〕本制度の評価について、表だけでなく文章でも詳しく書かれてあるので、見えない部分を感じる事ができた。「いわて中山間賞」の選考で現地に入った時にも感じたが、本制度により「地域の中で、皆でやろう」、「今できることは、やろう」、「どのようにすれば、集落を維持できるか」ということを集落で考えるようになってきている。また、地域内外の若い人たちがどのようにすれば集落に盛り込むことができるかという対策が考えられているように感じる。そして、何よりも、本制度が耕作放棄の発生防止に大きくつながっている。これは大変重要であり、本制度が無ければますます耕作放棄が進み、手をつけられなくなるであろうが、そうならないように農用地を維持するための良い制度である。まだ本制度に取り組んでいない集落に対しては、市町村を通じて参加を促すことで、集落維持につながる。協定事務が煩雑であるなど改善が必要な点もあるが、市町村が補助しながら、取組を進めていくのが大切と感じた。

〔郷右近委員〕参考資料5の2頁の問4を見ると、耕作放棄の発生防止に伴う遡及返還に不安を感じる集落が125あり、多いと感じた。集落戦略の作成により交付金の返還要件が緩和されるが、6頁の問14において、集落戦略を作成する予定が無い、あるいは作成に取り組んでいない集落が全体の8割近くを占めている。また、県も集落戦略の作成以外による交付金返還の緩和措置を設けるよう、本制度の改善が必要と述べている。集落戦略そのものに問題があるのか。

〔事務局〕集落戦略を作成しても、協定面積が15ha以上であるか、または加算措置の一つである「集落連携・機能維持加算」に取り組んでいないと、交付金返還の緩和措置を受けられない。アンケート調査でも、協定面積が15ha未満であり、集落戦略の作成によるメリットを受けられないため作成しないとする集落が見られた。そのため、集落戦略の作成以外での交付金返還に係る緩和措置が必要と考えている。

集落戦略を作成するメリットは、万が一協定農用地に耕作放棄が発生した場合、通常であれば全協定面積に対して交付金を返還しなければならないが、作成しておけば当該農用地に対してのみの返還でよいという点である。しかし、作成に手間がかかるため、現時点ではまだ作成しなくても大丈夫と思っている集落が多く、なおかつ面積要件もあるので、協定面積が15ha未満の協定は作成する意味が無いと考えているようである。したがって、面積の大小によらず、全協定が緩和措置を受けられるような仕組みにして欲しいと考える。

〔吉野委員〕参考資料1において、本制度の取組状況に関するデータが市町村ごとに示されている。本県全体で対象農用地の88%が本交付金の交付対象となっており、カバー率が非常に高く、本制度に取り組む道府県の中でも上位に来ると思う。しかし、中身を見ると、県北地域の市町村はカバー率が低い。県北地域で交付面積が小さいのは、こういった理由によるものか。

〔事務局〕県北地域のカバー率が低い理由は、集落が協定活動を5年間継続しなければならないことに不安を抱えているためと考える。

〔吉野委員〕雫石町や葛巻町などのように、県北地域以外にも、カバー率が低い市町村が見られる。しかし、カバー率の低さは、明らかに県北地域に偏っているように思われる。営農の継続に対する危機感や困難性を現場で感じていることの表れであるのか。対象農用地について定義づけがされていないため市町村により考え方が異なるとは言うものの、一定程度の正確な数字とみなすと、本県のカバー率が88%とはいえ、地域ごとに差があることには変わらない。カバー率が低い地域に対しては、こういった対応が必要か。

〔事務局〕例えば洋野町は、対象農用地面積が0となっているが、以前本制度に取り組んでいたため、実際には対象農用地がある。洋野町を含め、本県には、協定農用地を維持できず、取組を断念した集落もある。しかし、複数の地域がまとまれば本制度に取り組むことができると思うので、そういった働きかけをしていかなければならない。また、例えば花巻市などの県南地域では、特認基準の制度などをうまく活用し、積極的に取り組もうという姿勢が見られ、市町村の支援体制が整っているが、県北地域はそういった姿勢が弱いとも感じる。

〔吉野委員〕カバー率の低さは、現場と市町村の両方に原因があるということか。傾斜を測定し、基準を満たしてさえいれば対象農用地とみなすものと思っていたが、実際には市町村からの申告値であり、現時点での取組面積として報告しているところもある。対象農用地面積がもっとあるということか。

〔事務局〕本制度の開始年度には、航空写真を撮影し、一度きちんとデータを取ったはずである。しかし、市町村により対象農用地面積のとらえ方が異なるようである。

〔吉野委員〕交付額を見ると、本県としては約36億円であるが、市町村ごとに見ると、奥州市、花巻市、一関市の上位3市で27億円を超えている。本制度には31市町村が取り組んでいるが、3市のみで本県の交付額の77%を占めるため、奥州市、花巻市、

一関市に本交付金が非常に強くつぎ込まれているという印象を抱く。市町村の負担額を考慮すると、単独自治体にしては大きな金額になる。例えば自治体として人口が大きい盛岡市を見ると、財政負担は上位3市と比べると圧倒的に小さい。本交付金について、市町村には補填されているのか。

〔事務局〕100%ではないが交付税措置されているため、特に上位3市では、本制度の取組を推し進めている。

〔吉野委員〕市町村の財政負担を考えると、本制度の取組を進めたい一方で、現地の方々の気持ちや財政的な側面が理由で、難しいという集落や市町村もあると思う。いずれの市町村も交付金の負担割合は同じであるが、財政自体が厳しくなっているのではないかな。

〔事務局〕市町村の方から、財政的に苦しいので本制度に取り組むことができないという声は無い。現場の体制や役場の労働力が問題で、取り組むことができていないのだと思う。

〔吉野委員〕むしろ、交付税措置によりお金が戻ってくるので、特に上位3市は積極性が強く、高い取組面積を維持しているということか。同じような人口規模の盛岡市や北上市については、財政負担が比較的軽く、市町村ごとに負担額に随分差があると感じた。

〔事務局〕市町村は、交付税措置される事業をしっかりと吟味している。とりわけ上位3市は、その傾向が強く出ているのであろう。

〔吉野委員〕本交付金の負担割合が国1/2、県1/4、市町村1/4と思っていたが、その通りではない市町村もある。これは、なぜか。

〔事務局〕法指定されている地域の負担割合は、国1/2、県1/4、市町村1/4である。しかし、知事特認地域の負担割合は、国、県、市町村いずれも1/3である。特認地域が入り込んでいる市町村では、交付額が必ずしも一定の割合とはなっていない。

〔吉野委員〕紫波町の交付額を見ると、国費はあまり入っていないようであるが、知事特認の地域が多く入っているということか。

〔事務局〕 その通り。

〔北館委員〕 資料 No. 2 の 13 頁「4 行政取組等」に「支援チームの活動」とあるが、これは市町村が主体となり、集落に対して支援するのか。

〔事務局〕 ここにある「支援チーム」は、県職員で構成されるチームである。出先機関で行政を担う農政と農村整備、普及センターがチームを組み、各業務の側面から、地域の活性化の一環として市町村と一緒に現場に入り、将来ビジョンの作成やリーダーの育成を支援している。

〔北館委員〕 集落の繁忙さを考えると、協定事務などの補助はすごく大事であるので、力を入れたほうが良いと感じる。

〔工藤委員〕 資料 No. 2 の 8 頁「集落戦略への取組状況」の評価結果において、指導・助言が必要な協定数がとても多いが、これらの指導をするのは県か、あるいは市町村か。

〔事務局〕 集落に対して指導・助言を行うのは、基本的には市町村である。また、県の支援チームも入り、市町村を支援していく。

〔工藤委員〕 指導・助言が必要な協定数がこれほどたくさんあると、市町村も大変と思う。

〔事務局〕 集落戦略の作成は、集落をいくつか集めて一斉に指導できる。

〔岡田委員長〕 国に報告する評価書は資料 No. 3 であるが、2 頁「5 集落戦略への取組」に記載されている文章は、どういうことを伝えたいのか。

〔事務局〕 「○」以上と評価された集落協定のうち、集落戦略を作成済みの協定については、集落戦略で描いた将来像の実現に向けた取組が行われることが見込まれ、未作成の協定については、集落戦略の作成が見込まれるという意図で記載している。適宜修正し、国へ提出することとする。

〔千葉委員〕 農業生産活動等の実施状況において「△」と評価された 2 % の集落では、どのような理由により活動が遅れたのか。

〔事務局〕活動の回数に一部遅れが見られるため、評価で「△」とされた協定もあるが、中間年評価の実施期間が長く、時期的に早く評価してきた協定については、その後に活動の予定があっても、その時点の評価として「△」とされたものと思われる。

アンケート調査の中で具体的な評価理由を把握できていないため、別途ヒアリングをして対応していかなければならないと考える。

〔千葉委員〕指導・助言が必要な協定数は多くないが、農業生産活動は協定の必須の活動であるので、後で大きな問題とならないか心配である。

〔事務局〕その通り。

〔岡田委員長〕吉野委員が問題意識を抱いているところが重要である。県北の畑作地帯においては、条件不利でありながら一生懸命農業生産活動が行われ、生産維持やこの先に向けた持続的な体制整備がなされている。生産条件が不利な地域に対する国や県の政策はあるものの、県北地域に本制度による支援が届いていないという事実を、県や政策当局はどのように見ているのか。ただし、その背景として、本制度には、集落やかつての村のような小規模地域に対する、条件不利地での農地保全などといった政策としての期待があるため、県南地域や水田地帯には本制度に取り組むための基準も当てはまり、お金が行き届くようになっている。しかし、実際には、集落における個別の家々では、高齢化や若者不足により、少数の担い手や組織に依存せざるを得ない状態となっている。一方で、県北地域においては、元来規模が大きい農家が地域の担い手である。どちらも等しく条件不利でありながら、作目や耕種の違いにより、生産維持や生産力基盤の将来展望に対する食い違いは生じていないのか。

〔事務局〕県北地域では、約40年前には酪農経営体が2,000ほどあったが、現在は900ほどに減少している。一方で、家畜の頭数は増えており、農用地についても、農業経営体同士で取り合っている状況である。本制度は集落のような小さな農家の集まりに対しては有効に機能するが、県北地域は1戸当たりの経営規模が大きいため、そういった地域には、産業政策の光を当てるのが良いと考える。すなわち、県北地域においては、一人の経営体が広い面積を担うので、本制度の「結の精神」のような基本的な考えが当てはまらず、そういった大規模な経営体には、産業政策としてお金をつぎ込み、県北地域の振興に持っていくのが良い。本県全域に本制度の網をかけるのは困難と考える。

県では、来年度から3か年かけて、県内に園芸団地を作っていこうと考えている。想定しているのは、花巻市辺りの山際の田んぼにおける、春タマネギなどの加工業務用野菜の生産である。春タマネギは機械化体系が確立されているので、淡路などの産



地で出荷が終わり、続いて北海道産が出荷されるその前に出荷できるというメリットがある。また、ハウス団地や環境制御型のハウスを一举に導入しようと動いている。これらは県北地域にも導入されると思われ、ここで一気に園芸振興をしようと考えている。県域もしくは地域ごとにチームを作り、総力戦で推進しようと思う。そこにはかなりの雇用が生まれる。

〔吉野委員〕マーケットは国内向けか。

〔事務局〕はい。加工業務用野菜やトマトの生産が足りないのが現状である。また、新岩手では菌床シイタケの生産も可能であり、導入を検討している。

〔工藤委員〕補助を受けられるのは、すでに就農している方々か。

〔事務局〕現在掘り起こしを行っている。秋田県の八郎潟では、100haの規模でタマネギを生産している。本県の平成28年度における園芸野菜の産出額は、秋田県と差が8億円であったが、平成29年度には抜かれると思われる。本県は、米は新品種を生み出し、畜産は淡々と進んでいるので、園芸に力を入れるべきと考える。

〔福士委員〕本制度の取組は、今以上に広まると考えているか。

〔事務局〕中山間地域において、高収益作物を導入すれば良いと考える。実際に、県南地域の農協には、トマトを生産しないかと話を持ちかけている。中山間地域では土地利型利用型の加工業務用野菜の導入は困難なので、収益性の高い園芸品目に変えていくのが良い。また、資料No. 2の13頁「5 制度に係る総合的な評価」に、本制度の改善を求める事項として「事務の簡素化」と書かれているが、こうした事務作業は、法人化にあたっての練習になる。国庫補助事業を入れるための訓練と思い、最低限の事務は行うべきと考える。我々も、そういった指導をしていかなければならない。

〔岡田委員長〕確実に、農業は新しい時代を迎える。そうはいつても、農地所有者と生産者を線引きすることが急務である。農地所有者に農地を抱え込まれると、地主意識が定着し、農業の可能性を發揮できない。ICTを用いれば、6次産業化や加工産業が推進される。おいしい食材を東京に出荷するだけでなく、本県がマーケットになる時代を迎えなければならぬと、常に考えている。

〔岡田委員長〕今回提案のあった第4期中間年評価について、資料No. 3の形で国へ提出することとしてよろしいか。

〔委員一同〕（同意）

**【4 その他】**

- ・ 事務局が、資料 No. 4 に基づき、中山間地域等直接支払交付金平成 30 年度予算の概要について説明。

**【5 閉会】**

- ・ 事務局が閉会を宣言。